

初山別村地域材利用推進方針

初山別村地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、初山別村又は北海道内の森林から産出され、北海道内で生産又は製品化された木材（以下「地域材」という。）の利用の促進を図るため、建築物および公共土木工事（以下「建築物等」という。）などにおける地域材の利用の促進に関する基本的方向等を定めるものである。

第1 建築物等における地域材の利用の促進の意義および基本的方向

1 建築物等における地域材の利用の促進の意義

建築物で地域材の利用を促進することは、地域の森林の適正な整備および森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を図るうえで極めて重要である。

初山別村の面積の約84%を占める森林は、カラマツ及びトドマツを主体とした人工林や天然林が豊に広がり、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに、二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役割を果たしており、村民にとってかけがえのない貴重な財産となっている。

このような現状において、地域材の需要を拡大することは森林づくりに伴う間伐材や主伐材等の収益が造林から保育、間伐、主伐までの森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、林業・木材産業の成長産業化や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が少ないこと木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、地域材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することはSDGsの達成や脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、木の香りでのリラックス効果や集中力を高めるなど心理

面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、地域材を学校や医療機関など幅広い建築物に利用することは快適な生活空間の形成に貢献するものであり、このような地域材の良さを実感する機会を村民に幅広く提供し、「木育」の取組なども通じて、地域材の利用の意義等について村民の理解を効果的に醸成することが重要である。

こうした中、木造建築物については、平成２２年に公共建築物における木材の利用の促進に関する法律が制定され、公共建築物における木造化や内装等の木質化が進められてきたが、依然として低層の戸建て住宅が中心であり、技術やコスト面の課題から中高層や低層非住宅については大部分が非木造となっている。

近年は、強度等に優れた建築用木材であるＣＬＴ（直交集成板）、コアドライや木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新が図られるとともに、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらかわしでの木材の利用が進みつつある。

さらに、令和３年の法改正において炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現や地域の経済の活性化に向け、住宅、非住宅建築物など公共建築物以外の建築物も木造化・木質化などを一層進めることとされており、建築物をはじめ工作物、各種製品の原材料およびエネルギー源など、多様な分野で地域材の利用を拡大することが必要である。

２ 建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

１の建築物における木材の利用の促進の意義および法第３条に規定する基本理念を踏まえ、初山別村、村内事業者および村民は、以下のとおり建築物における木材の利用の促進に取り組むものとする。

（１）地域材の利用の促進に向けた各主体の取組

①初山別村による取組

初山別村は、自らが整備・施工する建築物等における地域材の利用の促進に取り組むほか、地域の実情に即した独自の施策の充実に図り、国および道が実施する施策と併せ効果的な施策の推進に努めるものとする。

②事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本推進方針を踏まえ、法第６条の規定に基づき、その事業活動に関して木材

利用の促進に自ら努めるとともに、初山別村が実施する地域材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における地域材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

また、林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給およびその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

③ 村民による取組

村民は、法第7条の規定を踏まえ、地域材の利用の促進に自ら努めるとともに、初山別村が実施する地域材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 関係者相互の連携および協力

初山別村、建築物を整備する事業者等、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は(1)の各主体の取組の実施に当たり、本推進方針に基づき、法第8条を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(3) 地域材の供給および利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の安定的な供給と森林の有する多面的機能の発揮とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進することが重要であることから、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、初山別村が講ずる関連施策に協力しつつ、森林計画制度等に従った伐採および伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保ならびに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。)第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、建築物等を整備・施工する者は、その整備・施工する建築物において地域材を利用するに当たっては、村民の安全と安心を確保する観点やクリーンウッド法の趣旨を踏まえ、森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材で、品質を判断する根拠となる乾燥の度合いや強度が明示されているJAS製品の積極的な使用に努めるものとする。

第2 建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計および施工に係る先進的な技術の普及の促進等

初山別村は、法第13条の規定に基づき、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における地域材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成を図るため、CLTや木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計および施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して中大規模木造建築物の設計および施工に関する情報提供、それらの知識および技術を有する人材を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。

また、建築に当たって建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材および木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

2 住宅における地域材の利用の促進

初山別村は、法第14条の規定に基づき、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅建築への支援、住宅等を建築する担い手の育成、住宅部材の開発等の施策の推進に努め、住宅における地域材の利用を促進するものとする。

3 公共建築物における地域材の利用の促進

(1) 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を推進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号および法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

① 初山別村が整備する公共建築物

広く村民一般の利用に供される学校、社会福祉施設、診療所、社会教育施設、社会体育施設、公営住宅等の建築物のほか、初山別村の事務・事業の用に供される庁舎等が含まれる。

② 初山別村以外の者が整備する①に準ずる建築物

初山別村以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く村民に利用され、村民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物が含まれる。

(2) 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料およびエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

① 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用に当たっては、特に第２の３（３）の積極的に地域材の利用を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、公共建築物における地域材の需要の拡大のため、ＣＬＴや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に努めるものとする。

② 建築材料以外の木製品等の利用の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品および紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したものの利用に努めるものとする。

③ 木質バイオマスの利用の促進

木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

（３）積極的に地域材の利用を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、平成２２年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性能等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、第２の３（１）の地域材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまないまたは木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

４ 公共土木工事における地域材の利用の促進

地域材の利用を促進すべき公共土木工事は、初山別村が所管する公共土

木工事全般とし、特に、地域材の利用が相当量見込めるものや他の工種・工法への波及が期待できるものについては、積極的に地域材の利用を促進するものとする。

第3 建築物等の整備・施工の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

1 地域材の安定的な供給の確保

建築物等に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、高性能林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有および地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物等の整備・施工における地域材の利用の動向やニーズに応じた地域材の適切な供給のための地域材の製造の高度化および流通の合理化、C L T等の新たな木質部材の低コスト化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むなど、法第6条の規定に基づき、木材の利用が促進されるように地域材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

また、初山別村はこれら地域材の供給に携わる関係者の取組を促進するとともに、法第17条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図るものとする。

2 建築物等の整備の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等

木材製造業者等は、強度や耐火性・耐久性に優れる等の品質・性能の高い木質部材や土木用資材の生産および供給や地域材を利用した建築工法等に関する研究および技術の開発に積極的に取り組むものとする。

また、初山別村は道や試験研究機関と連携し、地域材の利用の促進に関する研究および技術の開発・普及の促進を図るとともに、地域材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

第4 建築物以外での地域材の利用の促進

初山別村は、工作物等での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

1 農畜産分野での地域材の利用の促進

初山別村は、鳥獣被害防止柵など建築物以外の農業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

2 木質バイオマスの利用の促進

初山別村は、村民への木質バイオマス利用の意義の普及啓発や新たな利用技術等の研究開発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、木質バイオマスの製品およびエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

また、林内に残された幹や枝などの林地未利用材の利用について、効率的な集荷システムや安定供給体制の構築に向けた検討を進める。

第5 その他必要事項

1 公共建築物および公共土木の整備・施工において考慮すべき事項

公共建築物等の整備・施工において地域材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な調達等によって整備・施工コストおよび維持管理コストの低減に努めるほか、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、整備・施工コストおよび維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備や公共土木工事の実施の検討に当たっては木造の建築物や木製の土木用資材は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った場合は、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

2 地域材の利用拡大に向けた推進体制等

初山別村は優良な木造建築事例や土木工事事例のほか、新たな技術や木製品の幅広い普及PRに努め、また、関係部局等と連携を密にし、地域材の利用の効果的な促進に努めるものとする。